



るものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(6) ・ (7) (略)

(加える)

(8) (略)

2 (略)

第8条～第10条 (略)

(登録の抹消)

第11条 町長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかに該当した場合は、印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)～(3) (略)

(加える)

(4)～(6) (略)

2 町長は、前項第4号から第6号までの規定により印鑑の登録を抹消したときは、当該登録を受けていた者にその旨を通知するものとする。

第12条 町長は、印鑑登録を受けている者が、第7条第4号から第8号の登録事項について、変更を生じたことを知ったときは、職権で当該登録事項を修正するものとする。

第13条 (略)

(印鑑登録証明書)

第14条 町長は、前条に規定する印鑑登録証明書の交付にあたっては、原票に登

るものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

(6) ・ (7) (略)

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(9) (略)

2 (略)

第8条～第10条 (略)

(登録の抹消)

第11条 町長は、印鑑の登録を受けている者について、次の各号のいずれかに該当した場合は、印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 登録を受けている者(外国人住民に限る。)が法第30条の45の表の上欄に掲げるものでなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)

(5)～(7) (略)

2 町長は、前項第5号から第7号までの規定により印鑑の登録を抹消したときは、当該登録を受けていた者にその旨を通知するものとする。

第12条 町長は、印鑑登録を受けている者が、第7条第4号から第9号の登録事項について、変更を生じたことを知ったときは、職権で当該登録事項を修正するものとする。

第13条 (略)

(印鑑登録証明書)

第14条 町長は、前条に規定する印鑑登録証明書の交付にあたっては、原票に登

録されている印影の写し(原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気テープに記録したものに係る出力装置からの打出しを含む。)について証明するほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) (略)

(2) 氏名

(3)・(4) (略)

(加える)

2～4 (略)

～略～

録されている印影の写し(原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気テープに記録したものに係る出力装置からの打出しを含む。)について証明するほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) (略)

(2) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

(3)・(4) (略)

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2～4 (略)

～略～

(第2条関係)寒川町印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(印鑑登録の制限)</p> <p>第3条 印鑑の登録は、1人につき1個とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名 _____</p> <p>_____若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名 _____若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(印鑑登録の制限)</p> <p>第3条 印鑑の登録は、1人につき1個とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名、<u>旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)</u>若しくは通称(令第30条の16第1項 _____に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、<u>旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p>

(2) 職業、資格その他氏名 \_\_\_\_\_ 又は  
通称以外の事項を表しているもの

(3)～(6) (略)

3 (略)

第3条～第6条 (略)

(印鑑登録原票の登録事項)

第7条 町長は、第5条の規定による確認  
をした場合は、印鑑登録原票(以下「原  
票」という。)に、次の各号に掲げる事  
項(以下「登録事項」という。)を登録す  
るものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名( \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_\_外国人住民に係る住民票に通  
称が記録されている \_\_\_\_\_ 場合にあって  
は、氏名及び通称 )

(6)・(7) (略)

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国  
人住民が住民票の備考欄に記録され  
ている 氏名の片仮名表記又はその  
一部を組み合わせたもので表されて  
いる印鑑により登録を受ける場合に  
あっては、当該氏名の片仮名表記

(9) (略)

2 登録事項を登録した原票については、  
磁気テープをもつて調製することがで  
きる。

第8条～第12条 (略)

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 (略)

(加える)

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は  
通称以外の事項を表しているもの

(3)～(6) (略)

3 (略)

第3条～第6条 (略)

(印鑑登録原票の登録事項)

第7条 町長は、第5条の規定による確認  
をした場合は、印鑑登録原票(以下「原  
票」という。)に、次の各号に掲げる事  
項(以下「登録事項」という。)を登録す  
るものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名(氏に変更があった者に係る  
住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の  
規定により磁気ディスク(これに準ず  
る方法により一定の事項を確実に記  
録しておくことができる物を含む。)  
以下同じ。)をもつて調整する住民票  
にあっては、記録。以下同じ。)がさ  
れている場合にあっては氏名及び当  
該旧氏、外国人住民に係る住民票に通  
称の記載がされている場合にあって  
は氏名及び当該通称)

(6)・(7) (略)

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国  
人住民が住民票の備考欄に記載がさ  
れている 氏名の片仮名表記又はその  
一部を組み合わせたもので表されて  
いる印鑑により登録を受ける場合に  
あっては、当該氏名の片仮名表記

(9) (略)

2 登録事項を登録した原票については、  
磁気ディスクをもつて調製することが  
できる。

第8条～第12条 (略)

(印鑑登録証明書の交付申請)

第13条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録を  
受けている者は、利用者証明用電子証明  
書(電子署名等に係る地方公共団体情報



